

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」

長野県出資等外郭団体 「改革基本方針」

平成16年(2004年)6月10日

長野県

(目次)

はじめに	・・・ 1
1．改革の必要性	・・・ 3
2．外郭団体見直しの経過	・・・ 5
3．「改革基本方針」の基本的な考え方	
(1) 対象団体	・・・ 8
(2) 答申に対する基本的なスタンス	・・・ 9
(3) この「改革基本方針」の位置づけ	・・・ 9
(4) 改革の基本的な考え方	・・・ 10
(5) 改革実施にあたっての留意点	・・・ 13
(6) プロパー職員の処遇	・・・ 14
4．個別団体の改革方針	
(1) 方針一覧	・・・ 16
(2) 個別団体ごとの方針	・・・ 18
5．今後に向けて	
(1) 専門委員会の今後の位置づけ	・・・ 73
(2) 経営改善のために検討すべき事項	・・・ 74
(3) 「外郭団体」の定義について	・・・ 76
(4) 外郭団体の設立・運営への関わり方のルールづくり	・・・ 78

【資料】

- 貸借対照表(抄)(平成14年3月31日現在：県出資等外郭団体の総点検結果より)
- 県の財政支出状況(平成16年度当初予算より)
- 役職員の状況(平成15年4月1日現在)

はじめに

本年（平成16年（2004年））2月2日、長野県行政機構審議会から「県の外郭団体の見直しについて（答申）」（以下、「答申」と略します）を頂戴しました。

答申では「県出資等外郭団体見直し専門委員会（以下、「専門委員会」と略します）の「県出資等外郭団体のあり方に関する報告書」（以下、「報告書」と略します）に、行政機構審議会委員の意見を附し、これを以って答申といたします」とされております。

専門委員会の皆様、行政機構審議会委員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。とりわけ、23回にも及ぶ委員会を開催し、さらには現地調査も行い、これ以上求めようの無い密度の濃さで調査・検討を重ねてこられた専門委員会の皆様には、御礼の言葉もありません。

私は、答申をいただいた翌日、ただちに、副知事以下すべての担当する部局長が真摯に答申を受け止め、県民益を極大化するための県としての「改革基本方針」の策定に取り掛かるよう指示しました。

検討に検討を重ね、必要に応じて外郭団体とも対話するといったプロセスを経、ここに改革基本方針を発表します。

私は、この改革基本方針の中で、一つ一つの外郭団体に関する県

の基本姿勢を明らかにいたしました。また、でき得る限り改革の実施時期を明記いたしました。

いよいよ明日からは、改革の実行段階であります。直ちに取り掛かれるものについては明日からでも実施してまいります。

一方、財務上の問題や、プロパー職員の雇用問題などを有する外郭団体については、改革実施にあたっての影響を県本体の組織改革や財政改革とも連動させたいうで十分分析し、本年9月を目途に「改革実施プラン」を策定したうで、実行へと移していきます。

いずれにせよ、できる改革は早速着手し、改革実施プランが必要なものは迅速に策定し、県民益を極大化することができるような改革を実行してまいります。

平成16年(2004年)6月10日

長野県知事 田中康夫

1. 改革の必要性

県出資等外郭団体は、県がその時代ごとの社会的・経済的な需要に対応するにあたって、県本体が事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率・柔軟・機動的であるなどの判断から設立され、県と一体的に事業を展開し、あるいは県の補完的役割を果たしてきました。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースや、他の外郭団体の類似事業と統合して行った方が事業の効果的・効率的な実施の見込まれるケース、さらには、民間企業・非営利団体（NPO等）など公的サービスの担い手の多様化により、外郭団体による事業実施の必要性が薄れているケースが見られます。

また、本来は県本体が実施すべき事業まで外郭団体が実施しているケースや、外郭団体への県による過度な関与により、団体の自律的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースも見られます。

外郭団体のあり方及び事業内容については、独立した経営体としての団体自身による不断の見直しが必要なのはもちろんです

が、時代の変化に伴い、県自身が担うべき役割の見直しが求められている中で、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体についても、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化の観点から、県として、そのあり方や県の関わり方等について根本的な改革を行うことが必要となっています。

2. 外郭団体見直しの経過

外郭団体の見直しについては、以下のような経過で行ってきました。

県政改革ビジョン（平成13年12月）

県政改革ビジョンで「統廃合等を含めた外郭団体の見直し」を行うことを明らかにしました。

「県庁の自己改革」「4県政推進体制の再構築」において、「統廃合等を含めた外郭団体の見直し・外郭団体については大胆な構造的見直しを検討すべき団体と経営改善で対処すべき団体に分類し、前者については団体や業務の統廃合を視野に入れて見直し、後者については事務事業の見直しや内部組織のスリム化を進める等見直しを行います。また、見直しにあたっては団体自らの改革を促すとともに、将来を見据えた自立策の検討を進めます」（14ページ）

県の行政機構のあり方について（諮問）（平成14年7月8日）

長野県知事田中康夫から長野県行政機構審議会会長に、「外郭団体の見直し」も含めた県の行政機構のあり方について諮問しました。

外郭団体見直し方針（平成14年11月27日）

見直しにあたっての県の基本姿勢として、

外郭団体の存立趣旨を原点に立ち返り見直します

団体事業の必要性を徹底的に精査します。

県の関与を大胆に見直します。

の三つが示されました。

県出資等外郭団体見直し専門委員会（平成15年2月10日～）

外郭団体見直しについては、第三者機関で専門的・集中的に調査・検討することが平成14年10月22日の第3回行政機構審議会で承認されていましたが、平成15年2月10日、小倉昌男、関口博正、丹治幹雄、醍醐聰各委員と、富永朋義アドバイザーにより構成された「県出資等外郭団体見直し専門委員会」が発足しました。

委員会では、県の担当部局からのヒアリング、外郭団体からのヒアリング、市町村長等との意見交換などにより必要な情報を入手し、平成15年11月14日に報告書素案を公表。これに対する304件のパブリックコメントについて十分に検討し、素案の一部を修正したうえで、平成15年12月26日、最終の報告書を発表しました。

この間、委員会の開催は23回、総審議時間は134時間にも及び、このほか現地訪問も3回実施しました。

答申（平成16年2月2日）

専門委員会の報告書は平成16年1月21日に開催された第6

回長野県行政機構審議会で審議のうえ承認されました。報告書に同審議会委員の意見が附されたうえで、同年2月2日、同審議会平尾勇会長から長野県知事田中康夫に答申されました。

答申後、県の内部において検討を重ね、必要によっては外郭団体との意見交換も行ったうえで、ここに県の「改革基本方針」を策定・公表するに至りました。

3. 「改革基本方針」の基本的な考え方

この方針は、以下のような考え方に基づいています。

(1) 対象団体

この方針は、県が見直しの対象とした57団体のうち、専門委員会の検討以前に団体廃止の方向が決定していた以下の3団体を除く54団体を対象としています。

- ・ 09 (財)長野県隣保会館
- ・ 14 (財)長野県労働者信用基金協会
- ・ 52 長野県観光事業(株)

[参考] 専門委員会による見直し対象団体

原則として県が出資・出捐をしているすべての団体としたうえで、次の2点を加味。

次のものは対象外とする。

- ・ 県の出資比率が25%未満の団体のうち民間放送局など民間が設立主体のもの。
- ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けている「しなの鉄道(株)」

未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

(2) 答申に対する基本的なスタンス

ヒアリングやパブリックコメントなどの手順を踏んだ答申の
デュー・プロセスを踏まえ、県としては答申を最大限尊重し、
答申の方向性と異なる場合は、その理由を明確に県民に説明し
ます。

(3) この「改革基本方針」の位置づけ

この方針は、外郭団体の改革を実施するにあたって、団体や
他の出資者等にその趣旨や必要性を認識していただき、理解を
得ながら共に取り組んでいくうえでの、県としての基本姿勢を
示すものです。

県の出資がない団体に対しても、県職員の派遣や補助金の交
付など県関与の範囲内において、県としてのスタンスを示し、
さらには、これらの団体の将来の方向性などについて、県とし
て「助言」や「提言」「提案」を行ってまいります。

(4) 改革の基本的な考え方

社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業さらには団体の廃止を求めていきます。

単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求めていきます。

外郭団体の行っている事業を他の公益を担う主体（NPO、民間企業）でも担いうるケースについては、特定の外郭団体のみへの人的・財政的関与は、これら他の公益を担う主体との平等な競争などを阻害する要因になります。これらを見直すとともに、多様な主体が参入することにより、創意・工夫をし、刺激しあって競争する中で、県民がニーズに応じたサービスを選択できるような仕組みを実現する必要があります。県は単に形式的に参入を可能にするだけでなく、実質的に参入障壁を除いていきます。

本来は県本体が実施すべき事業まで外郭団体が実施しているケースについては、事業内容を精査したうえで、必要な事業については県による直接実施を検討します。

外郭団体への県による過度な関与により、団体の自律的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースについては、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直します。これにより、各団体のプロパー職員が能力をより発揮でき、自律性と責任をもって日々の業務に邁進できる環境を整えます。なお、出資・出捐者である県は、理事（非常勤）という立場から団体の運営方針・財政計画の決定などに責任をもって係わっていく必要があります。

国の規制等によって県民益をもたらす改革が阻害されている場合は、他県などとも連携し、国に制度改革等を求めていきます。

この方針では、団体の統廃合等や県関与のあり方などについて長野県の基本姿勢を示しておりますが、全ての団体はこれに留まることなく、不断の経営改善、経営改革が必要です。

なお、今回の改革で団体そのものの廃止や県関与の廃止を打ち出した団体がありますが、外郭団体は今まで、県と共に県民益の創出のために努力してきており、もとより、これまでの外郭団体が行ってきた事業・施策の全てを否定している訳ではあ

りません。しかし、前述のとおり、時代の変化とともに、事業の必要性が薄れてきていたり、事業を行う主体が必ずしも当該外郭団体に限られなくなってきていること等を直視することも重要であり、こうしたことが今回抜本的な改革を行う理由です。

(5) 改革実施にあたっての留意点

多額の負債等を抱える団体を廃止する場合、その負債等の繰り上げ償還や、県がこの財政負担を行うケースも考えられます。このようなことから、多額の負債を抱える団体の廃止時期については、県財政に与える影響なども十分勘案し、県の財政改革推進プログラムとも連動させながら 9 月を目途に策定する「改革実施プラン」の中で明らかにしていきます。

外郭団体を廃止するに際して、廃止時に何らかの債権・債務が残る場合には、県自らが当該債権・債務を引き継ぐことも含めた検討を行うなど、当該団体の債権・債務の取り扱いについても県が責任を持って対処します。

改革については、いたずらに先延ばしするのではなく速やかに実行すべく、平成 18 年度までの実行を原則としていますが、前述のような多額の債務等を抱える団体の廃止時期などは慎重に検討を行ったうえで、今後策定する「改革実施プラン」において改革のスケジュールを明らかにしていきます。

(6) プロパー職員の処遇

県は、今回の改革に関連する団体プロパー職員の雇用問題について、県の関与度に応じた責任を有しています。

特に、今回この方針で「団体の廃止」とした団体については、県関与度も大きく、県には、団体との協力のもと全ての常勤プロパー職員に対し、様々な支援措置を講ずると共に、再就職先を確保する責任があります。県では各部局の責任者を決め、顔の見える形で、この問題に全力で取り組みます。

改革の実施にあたって発生するプロパー職員の雇用に関する具体的な対応については、既に報告書の中で示している「外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について(骨子)」に基づき、県としての具体的で詳細な支援スキームをとりまとめ、個別団体ごとの具体策をできる限り早く策定し、9月を目途にとりまとめる「改革実施プラン」までには全て盛り込み、速やかに実行に移してまいります。

なお外郭団体職員の方を県職員として採用選考する場合には、その必要性について県民の理解を得るよう努めることはもとより、県職員数全体の縮減に取り組むなど、県民負担が増加することの無いよう配慮します。

プロパー職員の雇用問題には、行政システム改革チームを事務局とし、人事活性化チーム、財政改革チーム、人事委員会事務局、情報公開課、産業活性化・雇用創出推進局、労政課、そして各外郭団体の所管部局が、連携し一丸となって取り組みます。

外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について（骨子）

1 基本認識

県は、これまで外郭団体の設立や運営に関与してきており、外郭団体は、独立した経営体でありながら県と一体的に或いは県の補完的役割を果たす中で事業を展開してきました。

このため、外郭団体の中には、県の関与が団体運営に大きく影響しているものもあり、県は、その関与度に応じた責任を有しています。

県では、県民益の極大化という観点から外郭団体の見直しを行っており、この見直しにより生じることとなる外郭団体職員の雇用問題の解決に当たっては、県と外郭団体は協調して積極的にその解決に向けて対応する必要があります。

2 外郭団体の対応

職員の処遇については、外郭団体自らが具体的な対応を決定し的確に実施していく必要があります。

職員の解雇に伴う再就職支援措置の実施

- ・ 他の就業先の斡旋
- ・ 職員に対する転職のための自己啓発の実施・支援

職員の解雇回避措置の実施

- ・ 希望退職制度の創設
- ・ 給与規程等の見直しによる人件費の抑制
- ・ 新規採用の中止による中長期的な雇用調整

3 県の対応

以下につき、県民の理解が得られる支援策を実施します。

外郭団体への情報提供等

- ・ 外郭団体が行う職員の再就職支援活動に伴う連絡調整
- ・ 他の外郭団体の職員募集、県職員等の採用試験の周知

県職員への採用選考

- ・ 県の行政機能を発揮するうえで必要な特定の知識・経験・技術を有する職員の採用（廃止となる外郭団体から県へ事業が移管されるなど、外郭団体職員のノウハウが必要となる場合）

外郭団体の人件費に対する財政的支援

- ・ 県の現状の関与度に応じた退職金等の支援

4. 個別団体の改革方針

(1) 方針一覧

団体名	答申の内容	改革基本方針
01 (財)長野県消防協会	団体への県関与の廃止 (県関与事業の県直営化)	県関与の見直し (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)
02 (特)長野県土地開発公社	団体の廃止 (事業の県直営化)	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しを終了した時点において) (先行取得事業の県直営化)
03 松本空港ターミナルビル(株)	存続 (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)
04 (財)長野県国際交流推進協会	存続 (ただし、県の人的関与は廃止)	県の人的関与を廃止し、民間主導の団体へ
05 (社)長野県私立幼稚園協会 06 (社)長野県私立短期大学協会 07 (社)長野県私学振興協会	県関与事業の統合	県関与事業の統合 県の財政的関与の廃止
08 (財)長野県勤労者福祉事業団	団体の廃止 (事業は県直営化し、一部は民間委託)	団体の廃止
10 (財)長野県長寿社会開発センター	条件付き存続 (県関与を抜本的に見直すこと)	県関与の抜本的な見直し
11 (財)長野県国民年金福祉協会	存続(ただし、県関与は今後も行わない)	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
12 (財)長野県建設技能振興基金	団体の廃止 (解散を提案)	団体の廃止 (解散を提案)
13 (株)長野協同ターミナルセンター	存続 (事業推進に対して積極的に支援)	事業推進に対して積極的に支援
15 (社福)長野県社会福祉協議会	存続 (ただし、県関与は抜本的に見直す)	県関与の抜本的な縮減
16 (社福)長野県社会福祉事業団	存続 (ただし、県の人的関与は廃止)	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す
17 (特)長野県職業能力開発協会	存続 (ただし、県関与については縮減していく)	県関与を縮減し、団体の自律的な運営へ
18 (財)長野県生活衛生営業指導センター	存続 (ただし、県関与は抜本的に見直す)	県関与の縮減
19 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	存続 (県関与を拡充)	事業推進に対して積極的に支援
20 (財)信州医学振興会	存続 (ただし、県関与は今後も行わない)	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
21 (財)長野県健康づくり事業団	存続 (ただし、事業の見直しは必要)	事業を見直して存続
22 (社)長野県地域包括医療協議会	団体への県関与の廃止 (県関与事業の県直営化)	県関与事業の県直営化
23 (財)長野県文化振興事業団	存続 (ただし、県の人的関与は抜本的に見直す)	県の人的関与の抜本的な縮減
24 (財)長野県廃棄物処理事業団	存続 (当面、県の積極的支援が必要)	存続
25 (社)長野県観光協会	団体の廃止 (株式会社化)	民間主導の団体へ
26 (財)長野県中小企業振興公社	存続 (ただし、県関与は抜本的に見直す)	県関与の抜本的な縮減
27 (財)長野県テクノ財団	団体への県関与の廃止	県関与の廃止

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」

団体名	答申の内容	改革基本方針
28 (財)木曾地域地場産業振興センター	団体への県関与の廃止 (株式会社化を提案)	県関与の廃止 (株式会社化の検討を提案)
29 (財)飯伊地域地場産業振興センター	団体への県関与の廃止 (将来的な株式会社化を提案)	県関与の廃止
30 (特)長野県信用保証協会	存続 (制度的な制約を解消した段階で、長野県農業信用基金協会と統合)	制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合
31 (財)長野県農業開発公社	統合 (長野県農業担い手育成基金と統合。また、制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議とも統合)	(社)長野県農業担い手育成基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合
32 (社)長野県原種センター	存続 (ただし、県関与について見直す)	県関与の縮減
33 (社)長野県畜産物価格安定基金協会	存続 (ただし、運営体制の見直しを提案)	他の畜産関係団体との統合を検討
34 (特)長野県漁業信用基金協会	団体の廃止 (事業そのものの廃止)	団体の廃止 (事業そのものの廃止)
35 (社)長野県農業担い手育成基金	統合 (長野県農業開発公社との統合)	(財)長野県農業開発公社と統合
36 (社)長野県生乳検査協会	存続	県関与は今後も行わない
37 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会	存続 (ただし、運営体制の見直しを提案)	県の人的関与は今後も行わない
38 (特)長野県農業信用基金協会	存続 (制度的な制約を解消した段階で、長野県信用保証協会と統合)	制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合
39 (特)長野県農業会議	存続 (制度的な制約を解消した段階で、長野県農業開発公社と統合)	(財)長野県農業開発公社と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合
40 (社)長野県林業公社	団体の廃止 (県行造林への移行)	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
41 (社)長野県林業コンサルタント協会	団体への県関与の廃止	県関与の廃止
42 (財)長野県林業用苗木安定基金協会	存続 (ただし、県関与は今後も行わない)	県関与は今後も行わない
43 (財)長野県緑の基金	団体への県関与の廃止	県関与を廃止し、民間主導の団体へ
44 (財)長野県林業労働財団	存続	存続
45 (特)長野県道路公社	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
46 (財)長野県公園公社	団体の廃止 (事業の県直営化)	団体の廃止
47 (財)長野県建設技術センター	団体への県関与の廃止	県関与の廃止
48 (財)長野県下水道公社	団体への県関与の廃止	県関与の廃止
49 (特)長野県住宅供給公社	団体の廃止 (制度的な制約を解消した段階で)	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)
50 (財)長野県学生寮	団体の廃止 (事業そのものの廃止)	団体の廃止 (事業そのものの廃止)
51 (財)長野県建築住宅センター	団体への県関与の廃止 (純粹民間団体化)	県関与の廃止
53 (社)長野県高圧ガス保安公社	団体への県関与の廃止	県関与の廃止
54 (社)長野県地域開発公団	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)	団体の廃止
55 浅間高原観光開発(株)	団体への県関与の廃止	県関与の廃止
56 (財)長野県体育協会	存続 (ただし、県関与は抜本的に見直す)	県関与の抜本的な縮減
57 (財)長野県暴力追放県民センター	団体の廃止 (事業の県直営化)	県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)

(注)県関与の廃止＝県職員の常勤役職員としての派遣及び職務専念義務免除による従事の廃止、財政的援助(補助金等)の廃止。
なお、出資・出捐金がある限りは県は非常勤の理事を置く形でガバナンスする。

(2) 個別団体ごとの方針

01 (財)長野県消防協会	
改革方針	県関与の見直し (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)
スケジュール	平成16年度末まで ・本部及び支部事務局の体制を検討・決定 ・県と当協会及び市町村の役割分担の明確化、事業の実施主体の整理 平成17年度から ・本部及び支部事務局移管 ・事業をあるべき実施主体で実施
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>昭和53年度に市町村消防団の集合体として設立された団体で、県下消防団の消防技術の向上、防火思想の高揚を統一的に図るべく県ポンプ操法大会を実施する等してきた。</p> <p>協会本部の職員体制は、常勤職員2名で、このうち1名は県の派遣職員である(平成15年度末現在)。また支部については地方事務所生活環境課職員の職務専念義務免除により協会事務に当たっている。</p> <p>消防行政については、市町村が直接の実施主体であり、県は市町村を支援する立場にあることから、県と当協会さらには市町村との役割分担を明確にしたうえで、一つ一つの事業ごとに必要性を精査のうえ、実施主体について整理を行う。</p> <p>さらに、協会事務局(本部・支部とも)については、当協会の自律性を高めていくべく、県の人的関与をなくしても協会事務の運営ができるよう、県と協会が消防行政を第一義的に担う市町村と共に、体制を早急に検討していく。</p> <p>県は、地域の安全を自主的に担う消防団の重要性に鑑み、消防団の一層の充実・強化及び活性化を念頭に、当協会と連携を図る形で、県としての消防団への支援を継続する。</p> <p>答申との相違点 県と当協会のみではなく、市町村や消防団といった消防の担い手全体の中で役割分担を明確にしていくことが重要であることから、全ての県直営化は明記しない。</p>
改革実施による効果	・役割分担の明確化による団体の自律 ・より透明性のある運営
改革実施における留意点	・消防の担い手全体の中での役割分担の明確化

02 (特)長野県土地開発公社	
改革方針	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しが終了した時点において) (先行取得事業の県直営化)
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】 先行取得事業の県直営化の時期、国直轄の用地先行取得事業に係る課題、長期保有土地の具体的な整理策、プロパー職員の処遇等については、改革実施プランにおいて明確にしていく。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、昭和48年に特別法である「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。</p> <p>公共用地等先行取得事業は元々、県本体で行うことも、公社で行うこともできるが、柔軟・機動的な運営が可能なることから公社を設置した。</p> <p>しかし公社は、県からの委託で取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変革等で売れなくなるなどの原因により、平成15年度末現在で、保有代行用地のうち保有期間5年以上のものが61.3%を占めるに至っている。この状態を放置すれば、土地価格の下落や金利負担増により、県財政への影響は避けられず早急な対策が必要である。</p> <p>したがって、これからの公共用地等先行取得事業のあり方の検討及び公社が長期保有している土地(県営産業団地・新幹線代替地)の整理を進めるとともに、プロパー職員の処遇について今後十分配慮していく。</p> <p>まず、現在県が委託している公共用地等先行取得事業については、用地取得の事業規模が縮小していることから現年度用地取得と一元的に行ったほうが効率的に行い得ると考えられるため、県直営化する。</p> <p>国直轄の用地先行取得事業については円滑な事業執行を図るため既に予定されている事業分については予定どおり公社で行うが、その後のあり方については、国と協議を行う。</p> <p>それらとともに、公社が長期保有している土地(県営産業団地、新幹線代替地)の整理については、県が公社の協力を得て、新たな方策を追加する中で集中的に進め、最終的には公社を廃止する。</p> <p>プロパー職員の処遇については、用地取得のノウハウを持つ職員の専門性を生かし、公社の協力のもと、再就職先の確保等に努める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に整理を進めることにより、県の財政負担を軽減 ・現年度用地取得業務との一元化による効率化
改革実施における留意点	<p>(改革実施プラン策定上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が公共用地等の先行取得事業を行う場合には、資金面・手続面における土地需要に応じた機動的・弾力的な対応 ・国直轄の用地先行取得事業の整理 ・産業団地・新幹線代替地の整理 ・プロパー職員の処遇に十分配慮

03 松本空港ターミナルビル(株)	
改革方針	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)
スケジュール	平成16年度から ・活性化事業の充実
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>平成4年に設立され、空港ビル施設の賃貸業を営んでおり、黒字を維持して経営してきたものの、松本空港の利用者数が年々減少する状況下にある。</p> <p>こうした状況の中で、当社は、北海道フェア(物産展)の開催、モニターツアーの実施、「こどもの日」の設定等、様々なイベントを開催し、松本空港の活性化を図っている。</p> <p>今後とも、当社は活性化事業の充実を図ることとしているが、県は筆頭株主としての責任を踏まえ、経営改革に関与し、将来的には、ターミナルビルの経営基盤が安定し、健全経営の見通しがたった段階において、株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加によるターミナルビルの経営基盤の安定 ・株式の第三者への譲渡による団体の自律
改革実施における留意点	

04 (財)長野県国際交流推進協会	
改革方針	県の人的関与を廃止し、民間主導の団体へ
スケジュール	<p>平成 15 年度末 ・ 県職員派遣の廃止 (2 名)</p> <p>平成 16 年度中 ・ 国際課職員の職免による事務補助</p> <p>平成 17 年度末まで ・ 県庁舎外への事務所移転</p> <p>平成 17 年度末 ・ 人件費補助の廃止</p>
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動の推進と県民の国際感覚の醸成を目的に平成元年に設立されたが、現在は外国籍県民の生活支援に活動がシフトしてきている。</p> <p>近年、国際交流や国際協力の分野で民間団体の活動が活発になっている現状に鑑み、こうした団体と当協会との位置づけを見直す。具体的には、当協会が現に唯一存在する県的規模の国際団体であることに着目し、県内の国際交流、国際協力等の民間団体やボランティア団体のネットワークを担う団体という位置づけを明確にする。</p> <p>また、県的規模の事業における県と当協会の役割分担も不明瞭であったため、本来県が実施すべき事業については平成 16 年度から県の直営化により実施することにより役割を明確化するとともに、個々の事業への県の補助は他の民間団体にも参入できる条件の中で、必要に応じ実施する。</p> <p>当協会は平成 15 年度以降、事務局長に民間出身者を起用するなど、民間主体の運営へと転換しつつある。これを更に促進し団体の自律性を高めるため、県の人的関与は 16 年度末をもって廃止するとともに、16 年度から賛助会員の拡充や収益的な事業の実施を展開することにより17年度末で人件費補助を廃止する。</p> <p>さらに、現在県庁東庁舎内にある事務局については、利用者がより来訪しやすい環境づくりを進めるため、休日や夕刻に来訪しやすい県庁舎外への移転について検討を進める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の人的関与の廃止や収益的な事業の実施による団体の自律化 ・ 他の民間団体に対する県補助事業の参入機会の拡大 ・ 県庁舎外への移転による利用者へのサービスの向上
改革実施における留意点	

05 (社)長野県私立幼稚園協会 06 (社)長野県私立短期大学協会 07 (社)長野県私学振興協会	
改革方針	県関与事業の統合 県の財政的関与の廃止
スケジュール	平成 16 年度末 ・ 県からの貸付金の廃止 平成 17 年 4 月から ・ 貸付事業の統合
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>私学関係3団体については、私学教育の振興と会員相互の連携を目的に設立された。</p> <p>各団体とも主として会員に対する教育環境向上のための貸付事業を実施していることから、この貸付事業を統合し、各団体の資金を融通することにより、効率的な資金活用が可能になる。</p> <p>また、県の関与を減らし、団体の自律した事業運営とする観点から、県が長野県私立幼稚園協会及び長野県私学振興協会に対して行っている貸付金の廃止について検討する。</p> <p>県として、各団体の理解を得ながら、平成 16 年度末の県からの貸付金の廃止、17 年 4 月からの貸付事業の統合に向けて検討を進める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付事業の統合に伴う効率的な資金活用による団体の財政運営の実施 ・ 県からの貸付金の廃止に伴う団体の自律した事業運営の確保 ・ 貸付金の廃止による県の財政負担の軽減
改革実施における留意点	

08 (財)長野県勤労者福祉事業団	
改革方針	団体の廃止
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】 廃止に向けた具体的なスケジュールや、プロパー職員の処遇等については、改革実施プランにおいて明確にする。 (平成17年度末までには全ての改革を完了する。)
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>昭和44年に県の全額出捐により設立され、県有施設(県勤労者福祉センター及び県男女共同参画センター)の管理運営、男女共同参画センター活動促進事業を受託している。</p> <p>平成11年度の勤労者福祉センター宿泊部門廃止、14年度の諏訪湖総合勤労福祉センター廃止など、施設が縮小される中、あえて一つの事業団を設け施設の管理運営を委託する必要性が低下しているとともに、地方自治法の改正により公の施設の管理運営は民間事業者へも委託可能となった。</p> <p>また、男女共同参画センター活動促進事業については、現在も県からの派遣職員等が計画立案・実施を担当しているため、県による直接実施が可能である。</p> <p>したがって、現在では当事業団の存在する必要性が低下してきているため、プロパー職員の処遇について対応の後、遅くとも平成17年度末までに当事業団を廃止する。</p> <p>勤労者福祉センター及び男女共同参画センターの管理運営については、指定管理者制度に移行するとともに、これらの施設のあり方についても今後県として検討する。また、男女共同参画センター活動促進事業の主要部分については、県による直接実施とするとともに、積極的に民間との協働を進める。</p>
改革実施による効果	・指定管理者制度への移行に伴う民間の参入機会の拡大及び民間活力の導入による効果的な施設運営
改革実施における留意点	《改革実施プラン策定上の留意事項》 ・プロパー職員の処遇に十分配慮

10 (財)長野県長寿社会開発センター	
改革方針	県関与の抜本的な見直し
スケジュール	平成16年度から ・県派遣職員の段階的縮減 (17年度末まで) ・企画・運営への賛助会員等の参加 平成18年度から ・老人大学の県直営化
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>高齢者の社会参加と生きがい、健康づくりを総合的に進めるために、国のゴールドプランに基づく「明るい長寿社会づくり推進機構」として、平成元年に設立された団体である。</p> <p>老人大学、シニアリーダー実践講座の運営、ねんりんピックへの取り組み、普及啓発事業等を行っている。また、独自の賛助会員制度を基礎とした奉仕活動支援事業を行っている。</p> <p>当センターの組織は、県派遣職員、県職員OB及び県社会福祉協議会派遣職員で構成されているほか、県職員が職務専念義務免除という形で多数業務に携わっており、収入についても、県からの補助・委託が約8割を占めているなど、県関与が極めて大きい団体である。</p> <p>国の補助要綱等により当センターが実施主体と制限されている事業は当センターが継続するが、老人大学については、県職員が団体の職員の立場で業務に携わっているという現状を改め、県直営化することにより、事業実施体制の明確化を図る。</p> <p>賛助会員活動については、賛助会員が主体的に企画・運営に携わっていく自律した組織に転換できるよう支援していく。また、県職員及び県社会福祉協議会職員の派遣・従事は必要最小限の規模に縮小し、賛助会員等の運営への参加促進を県として積極的に提案していく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員が主体的に企画・運営に参画することによる団体運営の自律化 ・県職員の職務専念義務免除の見直しによる運営の透明化
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・支部体制が空洞化しないような仕組みづくり ・老人大学から賛助会員活動等の社会参加活動への円滑な導入を促進する仕組みづくり

11 (財)長野県国民年金福祉協会	
改革方針	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
スケジュール	平成16年9月まで ・国に対し出捐金の返還を要請
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>当財団は、国民年金制度の普及・啓発事業、小諸市及び阿智村にある国民年金健康保養センターの管理運営等を行っている。</p> <p>設立当時は、国民年金事業を国からの機関委任事務として県が行っていたため、県の出捐比率が48.3%(145万円)と出捐者の中で最も高くなっているが、平成12年の地方分権一括法の施行により事業が国に移管されたため、現在では当財団に対する県の人的・財政的関与はない。</p> <p>現在の状況を踏まえると、本来国主導の団体であるべきである。同様の課題を抱える団体が全国的に見られるため、長野県から他の都道府県に連携を呼びかけ、いったん当財団を廃止するなどして県に出捐金を返還し、本来あるべき姿とするよう国に対して要請する。</p>
改革実施による効果	・団体運営の現状と団体への出捐状況との不整合の解消
改革実施における留意点	

12 (財)長野県建設技能振興基金	
改革方針	団体の廃止 (解散を提案)
スケジュール	平成16年6月 ・団体に解散を提案 平成16年度末まで ・事務局の所管を廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当財団は、建設業界の技能者不足を背景として、建設業への労働移動と技能振興を目的に、行政及び建設産業関連団体の出捐によって平成5年に設立された。基金の果実により啓発事業、人材育成事業等を実施している。</p> <p>現在、事務局を県の産業活性化・雇用創出推進局内に置き、県職員が事務を担当しているが、本来は県がこのような形で特定産業の支援団体に深く関与することは適当ではないことから、県では事務局を担当しないこととする。</p> <p>また、本来業界団体が自主的に対応すべき内容であるにもかかわらず県の出捐比率が38.2%と高くなっている当基金については、解散を提案し当財団のあり方について他の出捐者に理解を求めていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県による事務局負担の解消 ・県と民間との本来の役割分担の実現
改革実施における留意点	

13 (株)長野協同データセンター	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	平成16年度から (平成16年度通年 10月 6月決算後 ・支援策の実施 ・県における障害者多数雇用事業者への優先発注の徹底 ・障害者民間活用委託訓練の利用 ・中小企業支援センターの企業診断事業を活用した経営診断の受診を勧める)
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	障害者も健常者も共に生活し、働けるようにすべきとの理念に基づき、重度障害者の多数雇用モデル企業として、県も3割の出資を行って平成2年に設立され、情報処理業を営んでいる。 当センターが、営利企業として厳しい競争にさらされている中で、障害者の雇用を維持することは、他企業の模範となり、県全体の障害者雇用の増大につながるため、県として企業診断等の営業力強化等の経営改善のための支援や障害者民間活用委託訓練の利用、設立に関わった国、県、市の支援体制の確認などを行うとともに、県の障害者多数雇用事業者に対する優先発注制度の強化に努める。
改革実施による効果	・障害者の社会参加の促進
改革実施における留意点	

15 (社福)長野県社会福祉協議会	
改革方針	県関与の抜本的な縮減
スケジュール	平成 15 年度末 ・ 県職員派遣の廃止 平成 16 年度 ・ 17 年度当初予算への反映に向けた県からの補助・委託事業の個別の見直し 平成 18 年度から ・ 社会福祉総合センターの管理運営について指定管理者制度へ移行
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協議会は、社会福祉法上「地域社会福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられた公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・助成・相談、社会福祉活動への住民参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成、市町村社会福祉協議会相互の連絡調整など、多岐にわたる事業を実施している。これらの事業には、国の制度によって実施主体として定められているものや、国庫補助事業も多く、当協議会は、法律等によって社会福祉に関する多様な公共施策の担い手となっている。</p> <p>このように、県からの出捐はないが、国庫補助事業を中心とした県からの補助・委託、人件費に対する補助、職員の派遣など、県と密接な関係を持って活動してきている。</p> <p>当協議会は、様々な地域福祉の担い手と連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、常に事業の見直しが必要である。</p> <p>このため、県からの補助・委託については、法律等により求められている、都道府県社協の果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性を個別に検討し、公益性があり、実施主体に代替性がなく、かつ広域的である等、当協議会が担うべきと判断される事業について、補助・委託を行う。</p> <p>また、福祉に関わる事業については、効率性のみの追求により本来救済されるべき社会的弱者が置き去りにされないよう十分配慮しながら、当該事業を安定的、継続的に担える他の福祉サービスの担い手が対等な立場で参入できる環境もあわせて整備する。そのための阻害要因となっている国の不当な制約については、国に制度改革を求めていく。</p> <p>当協議会は、県行政と密接な関係にあるが、本来独立した団体であることから、当協議会の運営の自律化を阻害することがないように、県職員の派遣は廃止する。</p> <p>社会福祉総合センターの管理運営委託は平成 18 年度から指定管理者制度に移行する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員派遣の廃止及びプロパー職員のマネジメント層への登用による団体運営の自律化 ・ 他の福祉サービスの担い手への参入機会の拡大
改革実施における留意点	

16 (社福)長野県社会福祉事業団	
改革方針	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す
スケジュール	<p>【平成 16 年 9 月を目途に改革実施プランを策定】</p> <p>[本部事務局]</p> <p>平成 17 年度から ・社会福祉施設整備等に係る融資事業の県直営化もしくは廃止</p> <p>平成 18 年度末まで ・県派遣職員 5 名（15 年度末現在）の段階的廃止</p> <p>平成 18 年度末 ・県からの運営費補助の廃止</p> <p>[水内荘]</p> <p>平成 16 年度末まで ・県職員派遣の廃止</p> <p>[県障害者福祉センター]</p> <p>平成 17 年度末まで ・県派遣職員 5 名（15 年度末現在）の段階的廃止</p> <p>平成 18 年度から ・指定管理者制度へ移行</p> <p>[西駒郷]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度中の社会福祉事業団への全面委託にあわせ県職員を派遣し、地域生活移行の進捗状況に応じて、19 年度末までに全員の派遣を廃止 ・平成 20 年度から基本的に支援費のみの管理運営に移行（地域生活移行の推進に係る経費及び重度の入所者に係る特別の経費を除く。）
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当事業団は、独自事業として知的障害者援護施設水内荘、知的障害者グループホームを運営しているほか、県西駒郷業務の一部、県障害者福祉センターの管理運営を県から受託している。また、県からの補助・貸付を受けて社会福祉施設整備等に係る融資事業も行っている。</p> <p>当事業団については、団体運営の自律化を図るため、県職員の派遣による人的関与を段階的に廃止する一方、他の民間社会福祉法人と同様、基本的には支援費制度での運営に移行する。</p> <p>県の補助・貸付により実施している社会福祉施設整備等に係る融資事業については、県として事業の必要性を検討のうえ、平成 17 年度から必要なものは県による直接実施とし、それ以外の事業については廃止する。</p>

	<p>西駒郷については、16 年度中に県から当事業団へいったん全面委託し、19 年度末まで利用者の地域生活移行を集中的に進めた後、20 年度以降は、地域生活移行の推進に係る経費及び重度の入所者に係る特別の経費を除き、基本的に支援費のみの運営とする。</p> <p>県として、支援費による運営に向けた当事業団自身の経営改善の検討を支援していく。</p> <p>なお、当事業団の見直しと並行し、社会部において、西駒郷以外の県立社会福祉施設の運営のあり方について、16 年度に検討を行い、17 年度以降、具体的見直しを行う。</p>
<p>改革実施による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員派遣の廃止及びプロパー職員のマネジメント層への登用による団体運営の自律化 ・民間類似団体との格差是正
<p>改革実施における留意点</p>	<p>《改革実施プラン策定上の留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西駒郷における地域生活移行の集中的な推進にあたっての職員の処遇 ・支援費による運営に向けた経営改善 ・県有施設と民間との格差是正

17 (特)長野県職業能力開発協会	
改革方針	県関与を縮減し、団体の自律的な運営へ
スケジュール	平成 16 年度から ・民間からマネージャーを登用 ・県派遣職員 2 名を実務レベルの職員に
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>職業能力開発促進法に基づき、県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ることを目的として設立された団体である。</p> <p>県からの出捐等はないが、技能検定をはじめとする事業の補助・委託、職員の派遣、人件費の補助など、県と密接な関係を持って活動している。</p> <p>協会運営の自律性を高めるため、平成 16 年度からは民間よりマネージャーを登用し、一新したマネジメントの体制の下で、職員自ら資質向上を図り、機動力のある体制を整備するとともに徹底した事務の合理化を進める。</p> <p>また、県との密接な連携の確保、民間の現場の声を職業能力開発行政に適時・的確に反映できる人材の育成といった観点から、県からの派遣を段階的に実務レベルの職員とする。</p> <p>県の財政的支援については、実施主体が限定されている技能検定の補助等必要最小限のものとするが、多様化する企業の人材ニーズや個人のキャリア形成ニーズを踏まえた職業能力開発に関する取り組みを充実強化するため、民間の主導的団体である当協会と役割分担をし、互いに知恵を出し、行動する中での連携・協働を進める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体運営の自律化 ・マネジメントの一新による機動力ある事業実施体制の整備
改革実施における留意点	

18 (財)長野県生活衛生営業指導センター	
改革方針	県関与の縮減
スケジュール	平成16年度から平成16年度末まで <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の縮減 ・利便性向上、受益者負担制度導入等の検討
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>県民の日常生活に極めて深い関係のある理・美容業、飲食業等の生活衛生関係営業に関して、公衆衛生上の見地から経営の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、生衛関係団体と県の出捐により昭和56年に設立された。</p> <p>当センターでは経営指導員の配置により、生衛業者に対する経営相談・指導を行うとともに、クリーニング師の研修、理・美容師に関する試験の受託実施等、当該営業に係る種々の事業を一括して行っている。</p> <p>事業の多くが法律等により当センターに限定されているが、利用者・消費者の利益の擁護に直接影響を与えない、生衛同業組合や事業者等が個々に実施することが適当と思われる企業性の高い「生活衛生フェア」や「生衛同業組合独自振興事業」については、県補助金の廃止または縮減を図る。</p> <p>なお、当センターにおいても、今後の事業のあり方について検討委員会を設置しており、外郭団体見直し専門委員会の意見・議論を踏まえ、利用者の利便性向上、受益者負担制度の導入等について概ね1年以内に方向性を見出せるよう検討を行う予定である。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県補助金の縮減 ・利用者の利便性向上
改革実施における留意点	

19 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
スケジュール	平成16年度から ・団体職員の人件費を補助金化 平成16年度中 ・事業運営の在り方を検討 平成17年度から ・普及啓発事業等へ必要に応じて支援
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>当協会は、平成元年10月に(財)長野県腎バンクとして設立され、6年10月からは、アイバンク事業も併せて行う(財)長野県腎バンク・アイバンク協会に組織変更し、関係団体と協力をしながら献眼登録の呼びかけを行ってきた。10年4月からは、「臓器移植法」が施行されたことに伴い現在の名称に改められたもので、ライオンズクラブが過半数の出捐を行っている。関係団体と協力し、県内の角膜移植を含む臓器移植の普及啓発に大きな役割を果たしており、これらの活動が実を結び、現在、12万人を超える登録者数(全国第1位)を数え、また、平成14年度実績として34人の方々から献眼(全国第6位)をいただいた。</p> <p>県は、職員を特別行託等という県民には分かりにくい方法により派遣することで人的支援を行ってきたが、平成16年度からは、団体が必要な人材を雇用する際に、県は人件費を補助することで支援し、予算書・決算書でも明示できるようにする。</p> <p>また、当団体は、事業運営の在り方を見直すための小委員会を設置し、効果的な普及啓発事業の創設、安定的な団体運営のための財源確保等(賛助会の新規募集等)の検討を始め、平成16年度中にその方針を固めることとしている。</p> <p>県としても、事業の社会的重要性に鑑み、職員自らが協会と共に汗をかくなど必要な支援を行っていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植の推進 ・県民にわかりやすい県関与の実現
改革実施における留意点	

20 (財)信州医学振興会	
改革方針	県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請)
スケジュール	平成16年度から ・出捐金の返還を依頼 ・返還が実現した場合は県職員の理事就任を取りやめ
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当振興会は、長野県における医療水準の向上に寄与することを目的に、信州大学医学部創設50周年記念事業の一環として、平成6年に設立された。</p> <p>県は、当振興会に対し、6.7%に相当する2,000万円を出捐するとともに、理事を推薦することで、当振興会の運営に携わってきたが、その他の金銭的・人的関与は行っておらず、当振興会は自律的に運営されていることから、県の関与は今後とも理事の推薦のみとする。</p> <p>本来、特定団体の記念事業等に対して県が出捐することについては慎重に判断すべきであり、県としては今後の教訓としたい。当振興会に対しては、その返還を求めていくものとし、返還が実現した場合は、県職員の理事就任を取りやめるものとする。</p>
改革実施による効果	・2,000万円の出捐金の県への返還
改革実施における留意点	

21 (財)長野県健康づくり事業団	
改革方針	事業を見直して存続
スケジュール	平成16年度末まで 平成17年度末まで ・県救急センター廃止計画の策定 ・県職員派遣の廃止 ・生活習慣病予防知識普及啓発事業補助金の廃止
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的に、平成12年4月、(財)結核予防会長野県支部と(財)長野県成人病予防協会が統合し設立された。</p> <p>約50台の各種検診車を有し、各種がん検診をはじめとする生活習慣病等の早期発見に必要な検診を市町村、事業所等から受託するとともに、健康づくりに関する知識の普及啓発事業を行い、自律的に運営されてきた。</p> <p>また、県が昭和50年に人間ドック及び健康相談等を目的として設置し、(社)長野県地域包括医療協議会に管理運営を委託してきた県総合健康センターが平成16年3月に廃止され、その業務が当事業団に委譲されたことから、センターが持っていた健康度測定や生活指導などの一次予防機能と当事業団が従来から担っていた二次予防機能(検診車による巡回検診)を連携させ、生活習慣病予防の総合的・多面的な実施が図られ、県民のさらなる健康増進に寄与できることとなった。</p> <p>県職員の派遣は、委譲に伴う業務が概ね終了する平成17年度末までとし、生活習慣病予防知識普及啓発事業補助金についても、普及啓発事業の県による直接実施を検討のうえ、遅くとも17年度末をもって終了とする。</p> <p>一方、県が設置し管理運営を当事業団に委託していた県救急センターの今後のあり方について、平成16年3月に救急医療に関する特別委員会から、中信地域の救命救急センターが設置された時点で廃院とすべきであるとの提言がされたことから、今後、プロパー職員の再就職はもとより、廃院後の救急医療提供体制、施設の後利用など廃院に向けた検討をする。</p>
改革実施による効果	・県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施
改革実施における留意点	

22 (社)長野県地域包括医療協議会	
改革方針	県関与事業の県直営化
スケジュール	平成16年度から ・協議会支部補助金の見直し・直接補助化 平成16年度末まで ・協議会のあり方を関係団体と協議
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協議会は、県下の医療関係団体、県及び市町村が連携して県民の健康増進を図るために設立され、県施設である二つの総合健康センターの管理運営を受託してきたが、県が平成15年度末をもって同センターを廃止したことから受託事業は終了し、平成16年度からは、地域の健康増進や救急・へき地医療の推進など、従来から取り組んできた保健医療提供体制づくりを主たる事業として活動していくことになる。これらの独自事業を今後どう展開するかは、当協議会の自主的な判断によるが、第四次長野県保健医療計画では、当協議会が地域における計画推進機関として位置づけられていることから、県は計画の推進にあたり必要に応じて当協議会と協力しながら、地域の保健医療提供体制の整備・充実に努めていく。</p> <p>一方、当協議会には、18の協議会支部があり、松本サリン事件への対応等、各地域で実効ある活動をしているが、それぞれ当協議会の支部組織とされながら、独立している地区協議会としての性格が強く、従来、全県的な連携が十分でなかった。このため、県は、地区協議会のネットワーク強化等、今後の協議会のあり方について、平成16年度において、当協議会及び協議会に関わる保健医療関係団体との協議を進めることとする。</p> <p>また、従来、当協議会に対して交付していた支部補助金は、当協議会が総合健康センター受託事業の終了に併せて組織が大幅に縮小していることから、補助金の適正な執行管理の観点に立ち、交付方法の見直しを行い、地域保健医療推進事業補助金として、各地区協議会の活動状況に応じて直接補助することとする。</p>
改革実施による効果	・適正かつ効果的な補助金給付体制
改革実施における留意点	

23 (財)長野県文化振興事業団	
改革方針	県の人的関与の抜本的な縮減
スケジュール	<p>平成16年9月まで ・経営検討会議(仮称)を設置し、文化会館館長への専門知識が豊富な人の登用、組織・役員体制等の検討を行う</p> <p>平成17年度から ・文化会館館長に専門知識の豊富な人を採用 ・歴史館の県直営化</p> <p>平成18年度から ・指定管理者制度への移行 ・県派遣職員を事務局員及び学芸員等に限定</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>県立文化施設等の管理運営を主な業務とする公益法人として設立された。</p> <p>現在、県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館、飯田創造館、佐久創造館及び県立歴史館の管理運営を県から受託し、さらに埋蔵文化財の発掘及び調査研究を実施している。</p> <p>平成15年、地方自治法の改正により民間事業者でも公の施設の管理運営を受託することが可能となった。</p> <p>しかしながら、文化会館の職員には、舞台制作業務の専門的ノウハウが培われており、歴史館・美術館の職員には、芸術的専門性が蓄積されていることから、こうした人的資源及び公益法人の特性を引き続き生かし、県民の自律的な文化活動分野の需要に応える事業や関連の収益事業も企画展開する必要がある。</p> <p>当事業団の現状での大きな問題として、県職員が幹部を占め続けることにより、プロパー職員の創意工夫や管理職としての責任の発揮を阻んできたことがあることから、自律的で効率的な経営を行うため、プロパー職員を管理職に登用して責任と創意工夫の発揮を促し、県職員派遣は学芸員等や事務局員に止める。また、経営検討会議(仮称)を設置し、文化会館・美術館の館長への専門知識が豊富な人の登用や、組織・役員体制等の検討を行い、柔軟な発想で顧客のニーズを汲んだサービスを展開して県民の期待に応える。</p>

	<p>創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。</p> <p>歴史館は、県からの委託料により運営され、職員のほとんどが県からの派遣職員であることから、平成 17 年度から県直営とする。これにより、委託料に課税されている消費税を削減できる。</p> <p>また、埋蔵文化財センターについては、現状どおり存続することとするが、県から派遣している教員については、今後の事業量の変動を勘案しながら教育現場に復帰させ、適宜民間事業者で業務を補っていくこととする。</p> <p>なお、歴史館と埋蔵文化財センターは、信州の歴史、文化、風土に関する調査・普及公開等を行う機関として共通する分野を有することから、相互の連携に努めるものとする。</p>
<p>改革実施による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の登用 ・団体の自律化 ・専門知識が豊富な人材の登用による柔軟な運営及びサービスの向上
<p>改革実施における留意点</p>	

24 (財)長野県廃棄物処理事業団	
改革方針	存続
スケジュール	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当事業団は、産業廃棄物管理型最終処分場等を設置運営すべく産業界の要請を受けて設立され、施設整備に当たっては、県からも立地等につき積極的支援をすることとしている。</p> <p>現在、阿智村伍和地区及び中信地区の廃棄物処理施設の整備については、休止しているが、再開される時は所要の体制を整備する。</p> <p>今後「信州廃棄物の発生抑制と良好な環境の確保に関する条例(仮称)」及び「中信地区廃棄物検討委員会」の検討状況等を踏まえて、対応していく。</p> <p>答申との相違点 上記条例等の検討状況を踏まえて対応していく。</p>
改革実施による効果	
改革実施における留意点	

25 (社)長野県観光協会	
改革方針	民間主導の団体へ
スケジュール	平成16年度から ・ 民営化の推進（組織の検討）
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>平成13年に県の観光プロモーション(観光宣伝、観光情報提供)を行う団体と、市町村の観光施設の整備運営等を行う団体の統合により設立され、県は、基本財産の80.4%に当たる1億円の出捐を行っている。</p> <p>今後の観光振興については長野県のポテンシャルを生かした観光戦略が必要であり、これは民間主導でなくては達成し得ないものである。</p> <p>当協会は、平成15年10月に民間出身の専務理事が就任し、民間主導の観光プロモーションを推進している。16年3月に信州観光振興ビジョンを示したところであり、今後は17年度を初年度とする5か年の事業計画の策定やウェブビジネスなど主要な収益事業の収支計画の策定を行い、団体の収益性も念頭に置きつつ、より戦略的な観光プロモーションの実施により企業経営の手法を取り入れた運営を行っていく。</p> <p>また、組織体制については、機動的で、意思決定しやすい組織編成、業務のアウトソーシング等により効率的な運営体制を構築する。</p> <p>株式会社化への可否の検討は、収益確保の見通しを十分見極めたうえで16年度中に進めていく。</p> <p>答申との相違点 当協会の株式会社化については、社団法人のスリム化とあわせ、既に会員への提案を行っているところであるが、株式会社化のためには、十分な採算性の確保が必要であり、株式会社以外の選択肢も含めて民間主導の運営体制を検討する。</p>
改革実施による効果	・戦略的な事業運営による効果的な観光プロモーションの実施
改革実施における留意点	・事業運営に最適な組織体制の検討 ・組織の株式会社化については、十分な採算性の確保の検討が必要

26 (財)長野県中小企業振興公社	
改革方針	県関与の抜本的な縮減
スケジュール	<p>平成16年度 ・17年度当初予算に反映できるように具体的な事業ごとの見直しを実施</p> <p>平成17年度から ・県派遣職員24名を2名に縮減 ・公募による民間からの役員の登用 ・民間企業やNPO等への業務委託の推進 ・第三者による「事業評価委員会(仮称)」を設置し、以後毎年度業績評価を実施</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>中小企業者の設備導入に対する支援、下請け取引のあっせん、県産品の販路拡大、起業(創業)や経営革新の支援、情報化に関する相談・助言、企業再生の取組み支援などを実施している団体である。</p> <p>今後は、事業の選択と集中を行い、当公社を専門知識とノウハウを有する新事業創出のためのワンストップ・サービス機関と位置づけ、国庫補助事業と県として政策的に実施する事業を効果的に関連づけながら、業種や業態を超えて総合的に新分野進出、起業(創業)支援等を行う団体とする。</p> <p>これに伴い、設備導入に対する支援事業は休止、県産品の販路拡大支援事業は他の実施主体に移管を検討するなど、事業の抜本的な見直しを行う。また、平成15年度現在24名の県派遣職員を17年度には必要最小限の2名まで縮減するほか、公募による民間からの役員登用を行うなど、プロパー職員を中心とした専門家組織への転換を図る。</p> <p>また、中小企業支援策の実施主体を県や当公社に限定せず、民間企業やNPO等への業務委託を積極的に進める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の特化による効果的な運営体制の確立 ・マネジメントの一新及びプロパー職員の登用による団体運営の自律化・効率化 ・他の中小企業支援策の実施主体に対する参入機会の拡大
改革実施における留意点	

27 (財)長野県テクノ財団	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成 18 年度末まで ・県職員の派遣及び人件費補助を廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>平成 13 年度にテクノハイランド構想が終了したことに伴い、(財)浅間テクノポリス開発機構と(財)長野県テクノハイランド開発機構が解散し、引き続き産学官連携による共同研究開発事業を進めるため当財団が設立され、様々な事業を積極的に推進してきている。</p> <p>長期的視点に立った産学官連携による産業振興の重要性及び県の施策との密接な連携確保等の観点から、県から 12 名(15 年度現在)の職員を派遣し、その人件費を補助している。</p> <p>しかし、当財団の運営体制については、県からの関与を現状のまま漫然と継続するような官主体の形ではなく、本来は、産学がより主体的に参画することが望ましいので、県関与について段階的な見直しを行い、知的クラスター創成事業の終了を一つのタイミングとして、平成 18 年度末には県職員の派遣とそれに伴う人件費の補助を廃止する。</p> <p>なお、以上の原則は堅持しつつも、大学が有する研究シーズ等を地域産業の技術力向上や経営革新に活かすことは、県の産業振興施策の重要な柱であることには何の変わりもないため、産学官連携の推進においては、今後も引き続き当財団と密接な連携を保ち、産業振興施策の展開の中で適切に支援することにより、施策目的の実現を図っていく。</p>
改革実施による効果	・産学官それぞれによる主体的な関与
改革実施における留意点	・産業活性化施策の円滑かつ効果的な推進

28 (財)木曾地域地場産業振興センター	
改革方針	県関与の廃止 (株式会社化の検討を提案)
スケジュール	平成15年度末 ・生活産業創造力育成支援事業費補助金を廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>木曾地域における伝統地場産業の健全な育成及び発展を目的として、県、地元町村、地元商工団体等の出捐により、平成4年に設立され、檜川村を主体として運営されている。</p> <p>県からの生活産業創造力育成支援事業費補助金については、国の補助制度の改正に伴い、15年度末をもって廃止する。</p> <p>財団事業に占める収益事業の割合が大きい(14年度:収益事業の支出比率53.6%)ことから、県として株式会社化の検討の提案を行った。</p> <p>これに対し、当センターからは、現在の経営状況に鑑み、今までに受けた補助金・貸付金の一括償還・返済が困難であり、また、運営経費の確保が難しくなる等の理由から、現状では株式会社化は困難である旨の回答を得ている。</p> <p>今後、経営状況の改善を図る中で、公益法人としての事業内容の見直し、収益部門の株式会社化を含めた財団自体のあり方について検討を進めるよう、引き続き要請していく。</p>
改革実施による効果	・地域による主体的・自律的な運営
改革実施における留意点	

29 (財)飯伊地域地場産業振興センター	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成18年度末まで ・嘱託職員3名の派遣を段階的に廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>飯伊地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図るため、飯田市を中心に県も出捐を行って、昭和58年に設立され、飯田市を主体として運営されている。</p> <p>当センターの活動内容から、本来、地域による主体的・自律的な団体運営が望ましいので、県からの嘱託職員3名(平成15年度現在)の派遣については、各人の雇用期間に応じて段階的に見直し、平成18年度末には廃止する。</p> <p>地域の製品の販売事業等の収益事業を行っていることから、県として将来的な株式会社化の検討を提案した。</p> <p>これに対し、当センターからは、工業技術センターを付置し、試験・研究事業、新商品開発事業、需要開拓事業、人材育成事業等の公益事業を行うための運営資金を捻出するために収益事業を行っているものであり、その比率も高くない(14年度:収益事業の支出比率12.2%)ため、引き続き財団法人として収益事業を実施していきたい旨の回答を得た。</p> <p>今後、収益事業の状況によっては、収益部門の株式会社化を含めて検討を進めるよう要請していく。</p>
改革実施による効果	・地域による主体的・自律的な運営
改革実施における留意点	

30 (特)長野県信用保証協会	
改革方針	制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合
スケジュール	平成16年度から ・国に対して制度改正を提案
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、昭和24年に社団法人として設立され、29年には信用保証協会法に基づく認可を受けて特殊法人となった。信用補完制度における信用保証業務を行っており、現下の経済環境の中では大きな役割を担っている。</p> <p>現行法の下では、中小の商工業者への貸付に対する保証は当協会が、農業者への貸付に対する保証は長野県農業信用基金協会がそれぞれ行うこととされているが、事業の効率化及び業際に位置する事業者に対する保証対象の拡大の観点から、両協会を統合できるよう、県として国に対して制度改正を提案する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の統合による事業の効率化 ・現在保証対象とされていない業際に位置する事業者も保証対象へ追加
改革実施における留意点	

31 (財)長野県農業開発公社	
改革方針	(社)長野県農業担い手育成基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合
スケジュール	平成 16 年 5 月 ・ 長野県農業会議と事務局統合 平成 16 年度以降も引き続き ・ 国へ農業会議との統合について制度改正を提案 平成 18 年 6 月 ・ (社)長野県農業担い手育成基金と統合
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	農地流動化による農業経営基盤の強化を目的とする農地保有合理化事業(農地の買入れ、売渡、貸付)を実施するため県が全額出捐して設立した団体である。 当団体の事業については、長野県農業担い手育成基金及び長野県農業会議の業務との関連が深いため、統合により、認定農業者等の担い手育成支援や農地流動化の促進支援など農業構造政策関連業務を集約し業務の効率性の向上を図ることができ、あわせて県派遣職員及び人件費補助の縮減も実現できる。 このため、平成 16 年 5 月に長野県農業会議と事務局を統合するとともに、18 年 6 月を目途に長野県農業担い手育成基金と統合し、ワンストップサービスを提供していく。 なお、長野県農業会議との統合については、現行法下では統合できないため、平成 15 年度に国に対して制度改正を提案しているところであるが、16 年度以降も提案を引き続き実施し、制度改正が行われた段階で統合する。
改革実施による効果	・類似事業者との事務局統合による効果的な事業展開・効果的な運営 ・事務局統合による県派遣職員の減少に伴う県財政負担額の縮減 ・団体統合によるさらなる事業の効率化 ・事務局統合、組織統合による関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	

32 (社)長野県原種センター	
改革方針	県関与の縮減
スケジュール	平成16年4月 <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編の実施(5部体制 3部体制) ・主要農作物種子確保以外の助成措置(らくらく果樹栽培推進事業)の廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>主要農作物(水稲、麦、大豆)の種子生産、県の試験場で育成した品種の野菜、花、果樹等の種子・種苗の生産配布及び遺伝資源の収集保存を行っており、中でも主要農作物種子の生産配布の県内シェアは実質100%近くを占めている。</p> <p>原種生産事業は、県の農業戦略上からも必要性が高いため、県は技術面での支援及び主要農作物種子確保への助成を継続する。</p> <p>当センターは必要な機能集約がされているところであるが、平成16年4月から組織体制を5部体制から3部体制に再編し団体のさらなる効率的な組織運営に努める。</p> <p>また、主要農作物種子確保以外の事業については、平成16年度から県の助成措置を廃止し、団体の自律性を一層高めた事業運営を推進する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編による団体の効率的運営 ・県の助成措置の縮減による県の財政負担の軽減及び団体の自律性の向上
改革実施における留意点	

33 (社)長野県畜産物価格安定基金協会	
改革方針	他の畜産関係団体との統合を検討
スケジュール	平成16年度末まで ・他団体との統合の検討
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>畜産物価格の低落により生じる生産者の損失を補填することを目的に設立され、肉用子牛、肉豚、鶏卵に対する価格差補填を実施している。</p> <p>国からの肉用子牛生産者への価格補填金の交付先として指定を受けており、また県から団体への運営助成も行っていないため、今後も自律した運営を継続するとともに、さらに効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合を平成16年度末までに検討するよう提案する。</p>
改革実施による効果	・関連業務のある他の団体との統合による業務の効率性の向上
改革実施における留意点	

34 (特)長野県漁業信用基金協会	
改革方針	団体の廃止 (事業そのものの廃止)
スケジュール	平成17年度末まで ・債務保証業務の廃止
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>中小漁業者等に対する金融機関の貸付等に係る債務保証を行っている。</p> <p>現在は、資金需要が低下しており、低金利による資金運用収入の減少等のため当協会の運営は厳しい状況にある。</p> <p>このため、債務保証業務は平成17年度中にすべての保証契約が満了することに伴い、これを廃止し、今後は求償権の回収の促進に努め、求償権処分等の財務的条件を満たした時点で団体を廃止する。</p>
改革実施による効果	・社会情勢の変化に対応した団体の整理
改革実施における留意点	

35 (社)長野県農業担い手育成基金	
改革方針	(財)長野県農業開発公社と統合
スケジュール	平成18年6月 ・(財)長野県農業開発公社と統合
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>農業の担い手を確保育成するため、新規就農者、青年農業者に対し就農支援資金の貸付、就農準備の助成を行っている。</p> <p>本県の農業・農村の維持発展のうえで農業の担い手育成はその重要性が増していることから、より効果的な担い手育成施策の推進を図るため、事業に関連性のある長野県農業開発公社との平成18年6月の統合を目途に、社団会員や関係団体と検討を進める。</p> <p>団体の担い手育成支援活動は、基金運用果実により実施しているが、現在の低金利の状況では今後十分な助成事業を実施できないことから、基金の運営を見直しつつ、国庫補助事業も活用し事業の充実を図る。</p> <p>また、県は1ターン者等の積極的な受入れなど新規就農者の確保に取り組んでおり、団体が実施する就農支援資金貸付事業については、新規就農者の就農準備の資金面での支援策としてその活用を推進していく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業者との事務局統合による効果的な事業展開・効果的な運営 ・団体統合による更なる事業の効率化 ・事務局統合、組織統合による関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	

36 (社)長野県生乳検査協会	
改革方針	県関与は今後も行わない
スケジュール	
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>県及び酪農、乳業関係団体等の出資により設立され、酪農家の出荷から乳業メーカーへの搬入までの流通段階における生乳成分及び品質の検査を実施している。</p> <p>現状においては、団体の運営費について県の関与はなく、団体が自律的に事業を行っていることから、今後も引き続き自律的な運営に努める。</p>
改革実施による効果	・県関与の必要性のない自律した運営の継続
改革実施における留意点	

37 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会	
改革方針	県の人的関与は今後も行わない
スケジュール	
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定等を図るため、果実の価格下落に伴う生産者補給金の交付、計画生産出荷の指導を実施している。</p> <p>国からの補填金の交付先の要件を満たす法人は当協会のみであるため、今後も当協会が事業を継続する必要がある。</p> <p>果実の計画的な生産出荷を指導するうえで、多くの生産者の出荷を扱う全農長野県本部との連携が必要であることから、現在、全農長野県本部職員の兼務により事務局が運営されている。</p> <p>県から運営に対する助成は行われていないため、自律的な運営を継続する。</p>
改革実施による効果	・県関与の必要性のない自律した運営の継続
改革実施における留意点	

38 (特)長野県農業信用基金協会	
改革方針	制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合
スケジュール	平成16年度から ・国へ統合のための法制度改正を提案
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>農業協同組合その他の金融機関の農業者への貸付の債務保証を行っている。</p> <p>農業者への信用保証は、現在のところ民間対応が困難であり事業実績もあることから今後も継続して事業を実施する。</p> <p>現行法のもとでは、農業者への貸付に対する保証は当協会が、中小の商工業者への貸付に対する保証は長野県信用保証協会がそれぞれ行っており、信用保証協会との統合により業際に位置する事業者への保証が可能となり事業効率性も向上するため、両協会を統合できるよう、県として国に対して制度改正を提案する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の統合による事業の効率化 ・現在保証対象とされていない業際に位置する事業者も保証対象へ追加
改革実施における留意点	

39 (特)長野県農業会議	
改革方針	(財)長野県農業開発公社と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合
スケジュール	平成 16 年 5 月 ・(財)長野県農業開発公社と事務局統合 平成 16 年度以降も引き続き ・農業開発公社との統合について国へ制度改正を提案
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>農業委員会等に関する法律に基づく特別法人であり、農地法等における知事の諮問機関として位置づけられているとともに、農業者の代表機関として農業者の意見の集約や公表、行政庁などへの建議や要望、担い手への農地の利用集積、農業経営者の育成、法人化の推進など農業経営発展のための活動を展開している。</p> <p>農地法等に基づく法定業務や、農業委員会への活動支援など、農業構造政策推進上重要な役割を担っていることから、任意業務は農業委員会活動への支援事業へ特化しつつも今後も存続して事業を継続する。</p> <p>担い手への農地の利用集積においては、長野県農業開発公社との業務の関連性が高いため、両団体の連携強化により業務の効率性と農業者へのサービスの向上が図れることから、平成 16 年 5 月に事務局を統合する。</p> <p>なお、団体の統合については、現行法下では統合できないため、平成 15 年度に国に対して制度改正を提案しているところであるが、16 年度以降も提案を引き続き実施し、制度改正が行われた段階で統合する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業者との事務局統合による効果的な事業展開・効率的な運営 ・団体統合によるさらなる事業の効率化 ・事務局統合による関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施における留意点	

40 (社)長野県林業公社	
改革方針	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】 改革実施プランを策定し、廃止に向けた具体的な改革案・スケジュール、他県と連携した国への提言などを明らかにする。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>林業公社は、高齢化や資金不足の状況にある森林所有者に代わって植林や育林を行い、伐採時に収益を分配しあう分収林事業を行っている。</p> <p>この分収林事業は、契約終了時までの間は、伐採収入が得られず、県及び農林漁業金融公庫からの借入金を主な財源としており、財務面の問題がある。また、現状の木材価格から想定すると、当初予定していた木材販売収入が見込めない可能性が高く、極めて厳しい経営状況にある。</p> <p>当公社による新規の植林は、平成14年度末に既に終了していることから、今後は、所有者との間の分収割合の変更や借入金の借り換えによる利息軽減など、経営改善策を図るほか、県行造林への移行を含め、県貸付金債務の早期清算等の方策を検討する中で、団体の廃止を進める。</p> <p>なお、林業公社の経営改善は全国的課題であり、本来国が責任を持って解決すべきものであることから、同様の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して具体的に提言していく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業を行わないことによる債務の拡大防止 ・国によるさらなる支援策実施及び制度が抱える問題の抜本的解決 ・経営改善による財務状況の改善 ・県貸付金債務の早期清算
改革実施における留意点	<p>《改革実施プラン策定上の留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分収林制度が抱える課題の抜本的解決 ・木材価格の予測 ・県財政に与える影響に配慮 ・借り換えによる借入金の利息軽減 ・所有者との分収割合の変更 ・県貸付金の取扱い ・伐採後の森林整備 ・廃止時におけるプロパー職員の処遇には十分配慮

41 (社)長野県林業コンサルタント協会	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成16年度 平成18年度末まで ・県職員派遣の廃止 ・積算、監督業務等の公益事業への特化に伴う協会組織体制の見直し
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>当協会は、森林土木事業の調査、測量、設計について、県及び市町村から受託して事業を行っているが、これらの事業については民間でも参入可能であり、県では平成15年度より、これまで当協会に委託していた全ての事業について競争入札を導入した。</p> <p>これにより、今までは随意契約であったため参入を諦めていた民間コンサルタント会社も逐次技術者を配置し、参入してくることが予想され、競争による委託料の縮減が期待される。</p> <p>競争入札の場合、発注者である県と受注者である当協会との関係を考えて、受注者側である当協会に県職員が存することは、入札に参加する民間企業との公平性や入札の透明性の観点から誤解を招く恐れがあるため、平成16年度から当協会への県職員派遣を廃止した。</p> <p>また、専門技術者を単独で配置することができない小規模市町村は、民間委託が可能な調査、測量、設計のみならず、積算、監督業務まで含めて当協会に委託し、さらに、災害復旧についても当協会に大きく依存してきたという実態がある。</p> <p>このうち民間委託できない積算、監督については、本来、市町村が自らの責任において行うべきものであるが、そのために独自の職員を配置できない小規模市町村が存することを踏まえ、当協会は今後、小規模市町村の積算、監督業務等の公益部分に特化して活動すべきと考える。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県の人的関与がなくなり、県事業発注に当たって民間企業との公平性と入札の透明性が確保 ・調査、測量、設計業務の民間参入により、競争による委託料の引き下げが期待
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・積算、監督業務等の公益事業への特化に当たり協会組織体制の見直しが必要

42 (財)長野県林業用苗木安定基金協会	
改革方針	県関与は今後も行わない
スケジュール	
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>造林用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図るために設立され、林業用苗木で残苗が発生した場合の補償などを行っている。</p> <p>事業の必要性は高い。また県山林種苗協同組合(県苗組)の職員が兼務で従事することで、県の人的・財政的関与なしに運営されている。</p> <p>今後とも県からの補助金や県職員の派遣なく、自律した運営を維持する。</p>
改革実施による効果	・自律した運営の継続
改革実施における留意点	

43 (財)長野県緑の基金	
改革方針	県関与を廃止し、民間主導の団体へ
スケジュール	<p>平成16年度末まで ・緑の基金の業務を引き受ける団体や企業を探し、民間主導の新しい運営組織づくりの準備</p> <p>平成17年度から ・民間主導の新しい組織を立ち上げ、業務を移行</p> <p>平成18年度から ・県職員派遣の廃止（人件費補助廃止） ・新体制に移行</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>緑の基金は、緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図り、緑豊かな県土づくりに寄与することを目的に設立され、これまで、県民各層から寄せられた基本財産寄付や緑の募金寄付により、「県民総参加による森林づくり」を目指して様々な事業を展開してきた。</p> <p>現在、常勤職員は2名とも県派遣職員であるが、このような事業は、民間の自発的意志に依存するのが本来の姿であるので、法的に募金の受け皿が限定されている中、本当に自発的に緑豊かな県土をつくらうという意欲を持った方々による自主的な運営組織として生まれ変わり、募金のあり方も県民の真の自発性に基づくものとなるよう、県職員の派遣を廃止するなど県の関与は廃止することとする。</p>
改革実施による効果	<p>・自発的に取り組もうとする方々による企画・運営</p> <p>・真の自発性に基づく募金への転換</p>
改革実施における留意点	

44 (財)長野県林業労働財団	
改革方針	存続
スケジュール	平成16年6月 ・民間事業者の高性能林業機械購入費用等が国庫補助対象となるよう国へ要望
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>もともと林業従事者の退職金を扱う団体としてスタートし、平成6年に林業従事者の育成・確保の事業を行うため改組されたのが当財団である。</p> <p>林業従事者の減少と高齢化傾向により担い手の確保が危惧されている状況の中で、林業従事者の育成確保及び福祉の向上に関する事業を実施しており、引き続き事業を存続していく。</p> <p>ただし、高性能林業機械のレンタル事業など民間事業者でも実施可能な事業にもかかわらず、当財団に国庫補助の受け皿が限定されている事業については、国に制度の改善を求めていく。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者の育成確保に係る事業の継続 ・民間事業者の参入機会提供
改革実施における留意点	

45 (特)長野県道路公社	
改革方針	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、有料道路の建設及び管理のため、地方道路公社法に基づき昭和47年に設立された特別法人で、これまでに7路線8区間を建設し、遅れていた道路網の整備促進に一定の役割を果たしてきた。</p> <p>現在当公社では、6路線7区間を管理しているが、採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから、今後新規路線の建設は行わないこととする。</p> <p>県では、7区間のうち3区間で計画交通量を大幅に割り込み、さらに有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化が問題となっていることから、料金値下げの社会実験を行い、料金体系のあり方を検討している。</p> <p>当公社の廃止時期については、県の財政負担力、無料開放による経済効果、社会実験の結果、利用と負担のあり方などを検討し、改革実施プランを策定する中で、早い時期での実施を検討する。</p> <p>なお、公社廃止までの間の管理事務所の統廃合等による効率的な維持管理体制や県派遣職員の削減、利用者の増加を図るための方策などの経営改善策やプロパー職員の処遇についても同プランの中に盛り込むものとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新規路線の建設停止による債務の拡大防止 ・財務状態の改善 ・利用者の増加 ・有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化防止
改革実施における留意点	<p>《改革実施プラン策定上の留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止に伴う県の財政負担と出資金の取り扱い ・プロパー職員の処遇には十分配慮

46 (財)長野県公園公社	
改革方針	団体の廃止
スケジュール	<p>【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】</p> <p>平成16年度から ・プロパー職員（4名）の処遇への対応</p> <p>平成16年度中 ・都市公園条例一部改正（指定管理者制度を含む）</p> <p>平成17年度から ・県営烏川渓谷緑地については県の直営管理</p> <p>平成18年度から ・松本平広域公園は県直営・指定管理者制度に移行</p> <p>・公園公社の解散手続き（清算法人）</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>長野県が設置した都市公園のうち松本平広域公園及び烏川渓谷緑地について、その管理運営を受託している。</p> <p>当公社職員の大半は県からの派遣職員である。また、芝刈りや枝剪定、清掃作業などについて再委託しており、松本平広域公園の再委託率は平成14年度実績で56%にものぼっている。</p> <p>このような自律性の低さと、地方自治法の改正により民間事業者でも公の施設の管理運営を受託できるようになったことを踏まえると、当公社については廃止し、公園の管理運営は県直営化し、必要に応じ民間事業者へ業務を委託する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高かった再委託率の解消による運営の効率化 ・民間事業者の参入機会拡大 ・民間活力の導入
改革実施における留意点	<p>《改革実施プラン策定上の留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の処遇には十分配慮

47 (財)長野県建設技術センター	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	<p>平成 16 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員派遣の廃止 ・ 支所体制は、県職員の職免従事を廃止 ・ 積算業務などの発注者補完業務を除く事業の民間発注 <p>平成 17 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部長の理事長就任を見直し、県の人的関与を廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、県及び市町村の行う公共工事の積算、施工監理等の受託、公共工事等に使用する建設材料試験などを実施してきたが、民間が対等な参加機会の保証を求めている事業分野については、民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務を除いて、民間事業者への発注を進め、民間事業者が参入しやすい環境を創出していく。</p> <p>その際、民間企業との平等性の観点から県職員の派遣を取り止め、県の人的関与を廃止する。</p> <p>なお、建設材料試験や市町村への積算システムの供与などの事業は、中立性や市町村補完の観点から引き続き当センターが実施する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の参入機会拡大 ・ 団体の自律的な運営
改革実施における留意点	

48 (財)長野県下水道公社	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	<p>平成 16 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部長の理事長併任を見直し、県派遣職員を縮減 (15年度:43名 16年度:32名 11名) ・組織のスリム化 ・支所体制を見直し、県職員の職免従事を廃止 ・プロパー職員の係長級への登用 <p>平成 19 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要請を踏まえ受託業務を見直し管理・監督業務、積算業務等に特化 <p>平成 20 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道維持管理業務を見直し、発注業務は県直接、公社は民間事業者が行う運転操作の評価・監視業務について県の業務を補完 ・県の人的関与の廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>市町村の公共下水道管渠の建設(工事設計・施工管理等)及び終末処理場の維持管理業務、並びに県流域下水道終末処理場の維持管理業務を主要業務としている。</p> <p>公社では、主に終末処理場の維持管理業務のうち、民間委託に係る積算や運転操作の監理監督・水質管理・修繕の設計監督等、市町村や県が民間に任せられない業務を代行している。なお、運転操作業務については、民間に再委託している。</p> <p>現在、管理職ポストは県派遣職員が占めているが、早急にプロパー職員の登用を図り、団体としての自律性を高めていく。</p> <p>公社は、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、監理・監督業務、積算業務等の公益事業に特化していく。</p> <p>一方、県流域下水道の維持管理については、民間活力のさらなる利用による効率性と維持管理費の削減が求められていることから、県が直接民間事業者が発注し、公社は民間事業者が行う運転操作の評価・監視業務について県の業務を補完する。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の登用 ・公社内における創意工夫の発揮と団体の自律化 ・団体の自律化による専門性を活かした市町村等への効率的な支援 ・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減
改革実施における留意点	

49 (特)長野県住宅供給公社	
改革方針	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)
スケジュール	平成16年6月 ・国へ制度改正にあたっての提言 国の制度改正(平成17年度以降予定)後 ・改革基本方針の見直し
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>地方住宅供給公社法に基づき、住宅の不足が著しい地域における住宅供給を目的に設立された。</p> <p>現在においては、住宅供給戸数は量的には十分に需要を満たしており、また、分譲住宅事業等民間事業者によっても実施可能な事業が公社の行う事業の相当部分を占めるなど、当初の設立目的と現実の事業内容が乖離し、民業圧迫との指摘がある。また、良質な住宅供給の充実の面においても、公社が担い手である必然性はなくなってきている。</p> <p>現行の法制度下では、公社の解散は破産もしくは主務大臣の認可の取り消しがある場合のみにしか認められていない。現在、自主解散も含め国において制度改正が検討されているが、自主解散の場合における融資や債権債務などの問題に対する具体的なスキームが構築されるよう、平成16年6月に国へ制度改正に対する具体的な提言を行う。さらに、長野県と同様の問題を抱える他県とも連携して地方の意見をとりまとめたうえで、国に対して具体的な提言を行っていく。</p> <p>当公社はこれまで健全な経営を行ってきており、今後も将来にわたって新たに県民負担が生じないように引き続き健全経営を維持しつつ、事業を縮小していく。</p> <p>なお、当公社の改革基本方針については、前述の制度改正後に速やかに見直す。</p> <p>答申との相違点 自主解散を可能とする制度・スキームが未だ無い中で『廃止』を打ち出すことは、利用者や金融機関にいたずらな不安を与え、ひいては公社の経営に影響を及ぼし新たな県民負担も生じかねない。</p> <p>このため、現時点の改革基本方針は『事業の縮小』とし、制度改正後には速やかに制度やスキームを踏まえて見直しを行うこととする。</p>
改革実施による効果	・公社実施事業の縮小による民間の事業実施機会の拡大
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在国において進んでいる法改正に長野県を含む地方の意見を反映させる必要がある ・制度改正後に改革基本方針の見直しが必要 ・必要に応じた金融機関等への融資継続の要請

50 (財)長野県学生寮	
改革方針	団体の廃止 (事業そのものの廃止)
スケジュール	平成 16 年度以降 ・入寮者の入寮年限の段階的短縮 平成 18 年度末 ・入寮者募集の停止、寮運営の廃止
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>昭和 40 年に、東京都及びその近郊において勉学する本県出身の一般学生への就学援助を目的に全額県が出捐し設立され、現在、埼玉県さいたま市と東京都文京区において2つの学生寮の運営を行っている。</p> <p>この2つの学生寮は、いずれも老朽化しつつあり、今後 10 年以内に大規模改修の必要があるものの、団体による自主的な改修や建替は不可能である。</p> <p>また、現在は大学や民間団体の低廉な学生寮が整備されており、受益者が東京近郊の学生だけに限定される両学生寮への県の財政支援は適当でない。</p> <p>このため、平成 16 年度の入寮者から段階的に入寮年限を短縮し、18 年度末に寮の運営を廃止する。</p>
改革実施による効果	・受益者が限定される事業に新たな投資 (= 建替)を行わないで済む
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在入寮している者の生活への配慮 ・事業廃止に当たっては、団体の寮建設費等借入金の債務及び所有建物の処分について、出捐者であり寮の土地所有者である県と具体的な対応策の検討が必要

51 (財)長野県建築住宅センター	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	<p>平成 16 年度 ・ 運営費補助の縮減 ・ 団体への随意契約の廃止</p> <p>平成 17 年度 ・ 県職員派遣の縮減</p> <p>平成 17 年度末 ・ 県職員派遣及び運営費補助の廃止</p>
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>建築物等の安全対策、住宅の品質確保の推進のため、建築物等の確認検査や定期報告業務を実施している。</p> <p>県が行政事務の民間開放の一環として団体に移行してきた確認検査業務など、他の民間機関の参入の可能な業務があることから、参入条件を平等にするべく段階的に県職員の派遣及び運営費補助を縮小し、平成 17 年度末に県の関与を廃止する。</p> <p>また、団体が県行政を補完して実施している公益事業の定期報告制度普及啓発事業、室内化学物質計測機器貸出事業、高齢者円滑登録事業、木造住宅建設促進事業については、県関与の廃止に伴い団体への支援がなくなることから、団体において実施が不可能な場合は、県の直接実施を検討していく。</p> <p>その過程において、団体が実施する事業内容を踏まえ公益法人としての存在意義についても逐次再検討していくものとする。</p> <p>なお、これまで県が団体へ随意契約(一者)により発注している建築動態統計調査業務委託は平成 16 年度から複数の民間業者が参加できる契約方法に改める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体への県関与の廃止による確認検査業務等における他の主体との参入条件の平等化 ・ 随意契約(一者)から契約方法見直しによる民間主体の参入機会の創設 ・ 複数参加見積りによる県の財政負担の軽減
改革実施における留意点	

53 (社)長野県高圧ガス保安公社	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成 16 年度 ・ 県からの非常勤理事の退任 ・ 県出資金の整理
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>昭和 39 年、企業局の県営ガス事業を発足するにあたり、LPGガス業界と県営ガス事業が共存して、住民の生活文化の向上と産業の振興を図りつつ、ガス事業が発展することを目的として、両者の共同出資により設立された。</p> <p>一般競争入札への参加による県営ガス保安点検事業の受託、県営ガス機器販売促進事業、さらには独自事業としてLPGガス容器検査、コンビニ料金収納代行業等を実施している。</p> <p>平成 16 年度に県からの非常勤理事1名は退任して人的関与を廃止し、県の出資金についても、16 年度中に企業局ガス事業の民営化に伴う会計処理とあわせて整理する。</p> <p>なお、当公社の実施している事業には、他の法人の事業と類似するものが見られるため、当該類似法人への統合についての検討を県として要請する。</p>
改革実施による効果	・団体運営の実態と県関与の整合
改革実施における留意点	

54 (社)長野県地域開発公団	
改革方針	団体の廃止
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】 廃止に向けた具体的なスケジュールや、プロパー職員の処遇等については、改革実施プランにおいて明確にする。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公団は、長野県が策定する開発計画に基づき主として農山村地域の開発を図り、県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和42年に設立され、企業局と一体となって業務を行ってきた。</p> <p>しかし、現在では事業内容が民間企業と競合しており、また、企業局が平成14年度をもって保健休養地の分譲を終了し、当公団の各事業についても低調に推移している。</p> <p>したがって、当公団が実質的には企業局と一体となって業務を行ってきた経過を踏まえながら、負債の処理、関連会社との関係の整理、瑕疵担保責任の引継ぎ、プロパー職員の処遇等について十分配慮した改革実施プランを早急に策定し、これらの諸課題を解決の後、当公団を廃止する。</p>
改革実施による効果	・民業との競合の解消
改革実施における留意点	<p>《改革実施プラン策定上の留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の処遇に十分配慮 ・負債の処理 ・関連会社との関係の整理 ・瑕疵担保責任の引継ぎ

55 浅間高原観光開発(株)	
改革方針	県関与の廃止
スケジュール	平成 16 年度から ・県関与を廃止する方向での調整を進める
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	<p>昭和 60 年に浅間テクノポリス開発構想が策定され、ゴルフ場計画が位置づけられた。これを受けて 61 年に(社)県地域開発公団、小諸市、県等の出資により当社が設立され、小諸高原ゴルフコースの運営を行っている。</p> <p>ゴルフ人口の減少、価格競争の激化等により、ゴルフ場経営を取り巻く環境は厳しいが、当社ゴルフ場の運営実態が他の民間ゴルフ場と何ら変わらない現状では、県が関与する必然性が薄くなっているため、設立の経緯を踏まえ当社の経営状況への影響を十分配慮しつつ、県の 5,600 万円の出資について、株式の譲渡等により県の関与を廃止する方向で調整を進める。</p>
改革実施による効果	・本来の県の役割分担を明確化
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・会社経営状況への影響を考慮 ・他の出資者との十分な話し合い

56 (財)長野県体育協会	
改革方針	県関与の抜本的な縮減
スケジュール	<p>平成 16 年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上事業補助金の県直接執行と事務・事業の見直しによる県派遣職員数の抜本的な縮減 <p>平成 17 年度末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の県体育協会の果たすべき役割及び自律した運営について検討のうえ結論を出す
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当協会は、県内各競技団体、郡市体育協会等の加盟団体により設置され、県との連携により県民の体力向上、競技力向上等のスポーツ振興事業を行っている。</p> <p>補助金交付手続きの透明性確保の観点から、県の競技力向上事業補助金については、平成 16 年度から県の直接執行とし、併せて事務事業の見直しを行い、当面、国体、スポーツ少年団関係の業務や(財)日本体育協会の補助・委託事業などを中心とした体制とする。</p> <p>競技スポーツの振興とともに、ともすればアスリート志向傾向であったものから、県民がそれぞれのライフステージに応じて、より日常的にスポーツに親しむことができるような生涯スポーツの振興等、今後果たすべき役割及びより自律した運営について、県として当協会と共に検討する。</p>
改革実施による効果	・補助金交付の透明性の一層の確保
改革実施における留意点	・生涯を通して参加できる県民のスポーツ振興

57 (財)長野県暴力追放県民センター	
改革方針	<p>県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)</p>
スケジュール	<p>平成16年度 ・暴追体制の強化 (県警の自己改革) (知事部局で担うべき業務があるか精査) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)</p> <p>平成19年度から ・県補助金の廃止</p>
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>県民の暴力追放意識を高揚し、官民一体となって暴力追放活動を推進することを目的に平成3年に設立され、広報啓発活動や暴力相談事業などを行っている。</p> <p>主要事業である暴力相談事業は、相談対象が暴力団ほかの反社会的勢力であることを踏まえると、本来、警察が担うべき事業であり、県民も警察に期待する分野である。</p> <p>しかし、県民、企業の中には、「警察に敷居の高さを感じる」「事を大げさにしたくない」といった声もある。このような中、県警自身が自己改革し、「民事不介入の誤った解釈」の払拭を徹底することにより、開かれた暴力相談に取組み、責任をもって反社会的勢力と闘っていく。なお、県警のみでは対応できない部分については、知事部局においてもそれを補完し、県民の声を受け止める様々な支援体制を構築する。</p> <p>暴力追放運動そのものは行政のみで行うべきでなく、民間における取組みが重要であることは言を待たないが、その運動の担い手としては、ほとんどの収入を県補助金で賄っている現在のセンターのあり方は望ましいとは言えず、自発的な意思に基づく民間運動として生まれ変わるべく抜本的な見直しが不可欠であり、そのためには県からの補助金等の財政支援を廃止する。</p> <p>警察が警察としての本来の務めを果たし、またそれを実現するため、知事部局が協力を惜しまず、さらに広範な民間運動や従来から暴力追放に取り組む弁護士会等とも連携することにより、現状よりはるかに強力な暴力追放体制を構築し、大きな成果をあげていく。</p>

	<p>《答申との相違点》</p> <p>県警の自己改革及びそれを補完する知事部局における支援体制を実現し、暴力追放体制の強化を図る。</p> <p>暴力追放運動における民間の受け皿として当センターが必要との声もあるが、そのためには、県補助金に依存した運営体制を改め、自発的意思に基づく民間運動の担い手として望ましい団体に生まれ変わる必要があるため、県の関与は廃止し、自律を促していく。</p>
<p>改革実施による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの全ての民事介入暴力の相談に応じる警察の実現 ・県警とそれを補完する知事部局による、現状より強力な暴力追放体制の構築 ・団体の自律化による、自発的意思に基づく民間運動の実現
<p>改革実施における留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局で担う業務の検討

5 . 今後に向けて

(1) 専門委員会の今後の位置づけ

これから、県は改革を実施し、あるいは、より具体的な改革のスケジュール等プランを策定していくわけですが、これらに対する指導・助言は「専門の事項」の調査に基づき可能であることから、第三者であり、2 3 回にも及ぶ委員会の開催によって長野県の外郭団体についての深い見識をお持ちである専門委員会に、引き続きお願いしてまいりたいと考えています。

長野県行政機構審議会条例（昭和 39 年 12 月 28 日 条例第 9 2 号）

第 2 条 審議会は、県の行政機構の合理化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(2) 経営改善のために検討すべき事項

それぞれの外郭団体については、今後も、不断の経営改善が必要です。具体的な経営改善のための取り組みに今後取り掛かっていくにあたり検討すべき事項を、以下に列挙します。それぞれの団体で、主体的に取り組まれていくことを期待するとともに、県としても支援してまいります。

人事

- ・ 複数団体での一括採用
- ・ 団体間の人事交流
- ・ 給与等庶務の一元化
- ・ 統一研修
- ・ 能力給の導入等、給与体系の改革
- ・ プロパー職員の管理職への登用
- ・ トップの民間からの抜擢

公正・効率的な運営の確保

- ・ 監査の充実(従来の県の副出納長などによるあて職での監査の限界)
- ・ 外部監査(公認会計士など)

- ・ 成果に係るベンチマークの作成と積極的な県民への説明
- ・ ホームページの作成・改良による県民への情報公開
- ・ 内部統制・牽制にかかる統一マニュアルの整備

情報

- ・ 団体の情報のネットワーク化

(3)「外郭団体」の定義について

今回の見直しの対象は、原則として県が出資・出捐をしているすべての団体としたうえで、次の2点を加味し、57団体を選定しました。

次のものは対象外とする。

- ・ 県の出資比率が25%未満の団体のうち民間放送局など民間が設立主体のもの
- ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けている「しなの鉄道(株)」

未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

以上が今回の見直しの対象ですが、もともと「外郭団体」の全国統一的な定義はありません。必要に応じ、長野県の上記の外郭団体の定義そのものも見直していく必要があります。

報告書の3ページで指摘があった「本来は、地方自治法上の監査権限が無い県出資比率25%未満の団体のうち、設立後に

職員の派遣や県からの財政支出が無いものについては、「外郭団体」としての定義から除くべきだと考えます。」という指摘は正鵠を射たものであり、県としても受け入れていきたいと考えております。

今回の57団体のうち、この基準に合致するのは団体番号20番（財）信州医学振興会ですが、この団体については、今後は県の「外郭団体」という定義から外すことにいたします。

(4) 外郭団体の設立・運営への関わり方のルールづくり

外郭団体の見直しは今回限りで終了するわけではありません。今後も不断の見直しが必要となります。これについては報告書でもご指摘いただいているところですが、県として今後も継続して取り組むべき事項を、以下に列挙しました。これらを含む県としての外郭団体の設立及び運営に対する基本的な関わり方に関するルールを、平成16年度中に策定してまいります。

団体の存在意義

- ・ サンセット制の導入による、定期的な団体の存在意義の見直し
- ・ 公益法人会計基準に照らしての株式会社化等の推進
- ・ 新たに県出資法人を創設する場合のルール創設

公正・効率的な運営の確保

- ・ 県は「出資者」として外郭団体をガバナンス
- ・ 定期的な経営評価（毎年）

他の主体との協働

- ・ NPO等の他の公を担う主体の参入を、『実質的にも』促進する